

「障害者差別解消法」が施行されました

昨年4月、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律により、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」が禁止され、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの（利用しにくい施設や設備、利用しにくい制度、障がいのある人を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見

※正式名称は「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」

など）を除去するための「合理的配慮の提供」が義務付けられました。

矢板市においても、この法律の規定に基づき、障がいを理由とする差別的解消に関して、職員が適切に対応できるように必要な基本的事項を定め、順守に努めています。

12月3日（日）～9日（土）は「障害者週間」です

●「障害者週間」とは

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、制定されました。

●障がい者虐待を防ぎましょう

虐待していても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても自らSOSを訴えないことがあります。虐待は、体や心を深く傷つけます。大きな影響をもたらす前に、できるだけ早期に発見し、支援につなげることが大切です。

また、「しつけ」と「虐待」は全く異なるものです。「しつけ」は、気持ちや行動を自分自身でコントロールできるように、個人のペースに寄り添って育てることであることに対し、「虐待」は、家族や施設職員などの都合や感情によって思いどおりにしようとする行為です。

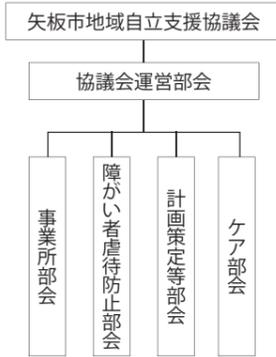
虐待の疑いがある場合は、矢板市虐待防止センターまでご連絡ください。
平日（日中）☎ (44) 2112
休日・夜間 ☎ 080 (8885) 6095
※虐待の通報は義務です。連絡した人の秘密は守られます。「虐待かも知れない」でも連絡してください。

障がい者支援を考える矢板市地域自立支援協議会

●矢板市地域自立支援協議会

矢板市地域自立支援協議会は、矢板市の障がい者などへの相談支援事業や地域の障がい福祉に関することを話し合う協議会です。

地域の医療、福祉関係者や教育・雇用関係者、障がい福祉関係団体、地域住民代表者、障がい福祉サービス利用者などがメンバーと



なり、活動しています。

各部会では、それぞれの部会のテーマや性質における「障がい者を取り巻く地域の課題の抽出」「課題の解決策の検討とその実践」などの役割を持ち、活動を通じた地域の問題解決の仕組みの定着を図っています。

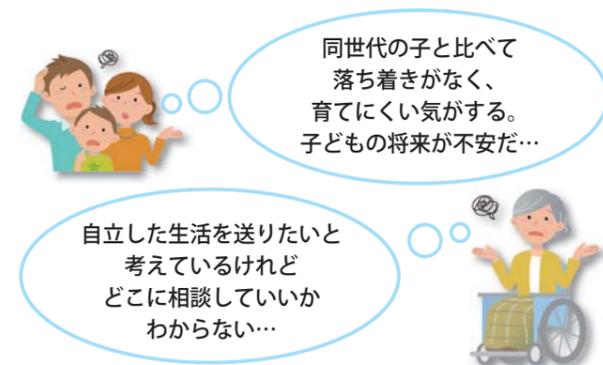
●ケア部会

ケア部会は、支援困難事例についての情報交換や、そこから考えられる地域課題についての解決方法を考えています。また、毎月、矢板公民館で開催している「障がい者フリースペース」のスタッフも担っています。

障がい者支援を行う矢板市障がい児者相談支援センター

矢板市障がい児者相談支援センターでは、施設や福祉サービスを利用したい方の申請手続きや利用の援助、各種福祉サービスの情報提供や見学などの調整など、さまざまな相談支援や取り組みを行っています。

右のような悩みをお持ちの方や困っていること・不安なことがある方は、
矢板市障がい児者相談支援センター
☎ (40) 0886 FAX (44) 0089
までご相談ください。



「ヘルプカード」を作成しました

●「ヘルプカード」とは

障がいの特性によって、必要な支援や配慮はさまざまです。外見からは障がいがあることが分かりにくい方や困っていることを自分からうまく伝えられない方もいます。そんなときに、「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」をつなぐのが「ヘルプカード」です。みなさんも地域で「ヘルプカード」を提示されたら、その記載内容に沿って支援をお願いします。



対象となる方／

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ②指定難病医療（一般・小児）を受給されている方
 - ③その他何らかの事情で支援を必要とする方
- 配布場所／社会福祉課
必要なもの／障がい手帳、受給者証など（代理受領も可）
そのほか／

- ・市ホームページからダウンロードしてご使用いただくことも可能です。社会福祉課で交付しているカードは、耐久性・耐水性に優れた特殊素材を使用していますので、長期使用の場合はコチラをおすすめします。
- ・「ヘルプカード」には個人情報が含まれますので、取り扱いおよび紛失に十分注意してください。

●こんな時に役立ちます

- 普段の生活の中で
ちょっと助けてほしいときに「ヘルプカード」を提示することでスムーズに支援をお願いすることができます。
- 緊急のとき
パニックや発作、病気のときに配慮してほしいことや、常用している薬の情報を正確に伝えることができます。
- 災害が発生したら
家族に連絡してほしい、避難所での生活において障がい特性に応じた配慮をしてほしいなどの情報を正確に伝えることができます。



●「ヘルプマーク」もご活用ください

県で導入している「ヘルプマーク」は、外見からは分からなくても援助が必要な方が身につけるマークです。社会福祉課でも配布していますので、「ヘルプカード」とあわせてご活用ください。



～市民のみなさんへ～

困っている人を見かけたら、まずは声を掛けてみてください。そして、相手に伝わっているか確認しながら、ゆっくり話してください。「ヘルプカード」を持っていれば提示していただき、記載内容を確認して必要な支援を行ってください。

障がい者理解を深めよう

●「障がい者週間のつどい」を開催します

「障害者週間」に併せ、障がい者福祉に関する講座を開催します。どなたでもお越しください。
日時／12月3日（日）13:30～16:00（13:00開場）
場所／文化会館 小ホール

	内容
第1部	障がい者福祉について知ろう！ ○栃木県車いすバスケットボール連盟会長 佐々木清美氏による講話
第2部	障がい者福祉体験をしよう！ ～障がい者の気持ちを体験～ ○視覚障がい・車椅子・車手体験 ○障がい児者との交流 ～矢っちゃん隊と一緒によさこいを踊ろう～

主催／矢板市・矢板市地域自立支援協議会

そのほか／

- ・入場無料。申し込みは必要ありません。
- ・ロビーで障がい者施設などによる物品販売を行います。



●「矢板市手話奉仕員養成研修」を実施しました

聴覚に障がいのある方のコミュニケーション方法の一つとして重要な「手話」です。矢板市では、塩谷町と合同で、「手話奉仕員養成研修」を実施しました。初めて手話を学ぶ方を対象に、昨年10月から今年9月までに計40講座を実施し、矢板市では15の方が修了されました。今後の活躍が期待されます。



▲手話奉仕員養成研修を修了された皆さん

●「矢板市障がい者福祉ボランティア育成講座」実施中

障がいの特性や障がいのある方への支援について学び、障がいのある方と共に活動する「障がい者福祉ボランティア育成講座」を実施しています。9～12月に実施される全8回の講座を通して、障がいについて学んだ後、障がい者福祉ボランティアとして活動していただけます。来年度も開催予定です。



▲第2回講座では、車いすの押し方などを学びました